

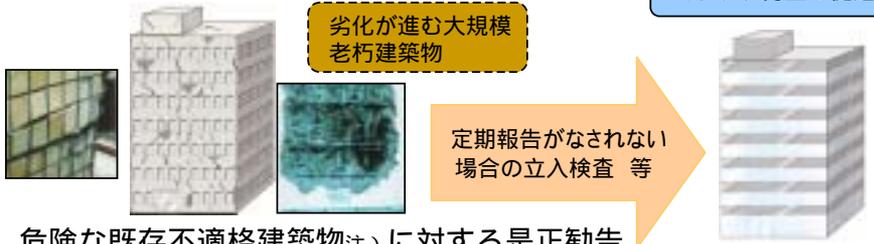
# 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化、防災街区整備事業の推進のための支援措置の拡充等所要の改正を行う。

【目的】 地震・火災等に強いストック再生・密集市街地の改善促進により、安全で安心できるまちづくりを促進。

## 1. 建築物の安全性の確保(建築基準法等の一部改正)

建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化



報告・検査の充実と監督の強化

危険な既存不適格建築物注) に対する是正勧告

注) 規制強化時に適用を猶予された既存建築物

既存不適格建築物に関する規制の合理化

・増改築時における建築基準の適用の合理化

【現行】増改築時に即座に全基準に適合させる必要(増改築が凍結)

【改正後】工事に関する基準に順次適合させることで可

建築物の安全性を確保

<例>



既存不適格建築物の改修の促進

・既存木造住宅向けの改修基準の整備



【現行】増改築時に新築基準への適合が困難(基礎の撤去・新設等が必要) 改修が進まない  
【改正後】既存の基礎の補強等による対応が可能

罰則の強化(是正命令に従わない場合の法人重課)等

## 2. 災害に強いまちづくりの促進(都市計画法等の一部改正)

密集市街地における地震災害・大規模火災対策等

(特例容積率適用区域制度の拡充、防災空間の確保のための一団地認定制度の創設)

